

公益財団法人

神戸やまぶき財団

第5回(2019年度)奨学生 募集要項

趣 旨

当財団は、心身に障害や難病をかかえている児童、または児童養護施設や里親家庭で生活している児童たちが、社会での自立を目指して大学等へ進学し、勉学や専門知識・技術の修得を支援するため、奨学金の支給を行います。

第5回(2019年度)の奨学生(奨学金受給者)の募集を次のとおり実施いたします。

奨学生(奨学金受給者)の種類と応募資格

高校時予約奨学生

- 1 兵庫県内に実家(※1)があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の3年(通信制高校は最終学年)に在学し、また、既に卒業・修了し、国内の大学等(※2)または職業能力開発校等(※3)へ進学を希望する生徒等である者。かつ、これらの学校に入学する時点で満20歳未満の者。

※1. 要保護児童は入所施設ないしは里親の家とします。

※2. 大学等とは、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年、専攻科)・専修学校(専門課程)をいいます。但し、大学等には通信教育課程を含みません。

※3. 原則として、兵庫県内にある職業能力開発促進法に基づく公共の学校・施設を対象とします。

- 2 当財団の支援の対象者である障害者、要保護児童および難病患者の生徒等に該当する者。

(注) 原則として、障害者は障害者手帳(身体障害は1～4級、精神障害は1～3級、知的障害はA～B2を対象とします)を有している者および難病患者は特定医療費受給者証を有している者で、障害等により生活や修学等の援助の必要性を認められる者をいいます。また、要保護児童は児童養護施設等の入所および里親家庭の委託であって、児童福祉法第6条の3第8項に該当する児童をいいます。

要保護児童の場合、原則として応募時にその該当期間が6ヵ月以上経過した者が対象になります。

- 3 人物および学業について優秀であり、かつ経済的な理由により修学が困難であると認められる者。

(注) 経済的な理由として、収入・所得の上限額は、4人家族で世帯年間収入900万円(課税所得700万円)、3人家族で800万円(課税所得で620万円)を基準とします。

- 4 在籍する高等学校等の学校長、施設長または里親の推薦を受けた者。

(注) 本人が、保護者と同居の場合は学校長の推薦のみ、要保護児童に該当する場合は学校長、施設長または里親の両方の推薦が必要です。

上記 1 から 4 の条件のすべてに該当する者は、当財団が募集する「高校時予約奨学生」(希望する大学等または職業能力開発校等に進学、入学ののち当財団から奨学金の支給を受ける者)の申請ができます。

大学等在籍者奨学生

- 1 兵庫県内に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程を卒業・修了ののち、現在、国内の大学等に在籍し、2018年度1～3年生である者。但し、次学年に進級時点で2年生は満21歳未満、3年生は満22歳未満、4年生は満23歳未満である者。

※6年制大学の場合、同年度4・5年生も対象とし、年齢基準も同様とします。

※現在、神戸やまがき財団の奨学生は再申請できません。

- 2・3 上記の「高校時予約奨学生」2・3と同じ。

(注) ここでは、上記 2 の要保護児童に該当する者には、児童養護施設等を退所した者を含みます。

- 4 在籍する大学等の学部長またはこれに代わる者、施設長または里親の推薦を受けた者。

(注) 本人が保護者と同居の場合は学部長等の推薦のみ、要保護児童に該当する場合は学部長等、施設長または里親の両方の推薦が必要です。

上記 1 から 4 の条件のすべてに該当する者は、当財団が募集する「大学等在籍者奨学生」(申請時に在籍する大学等の次学年に進級ののち当財団から奨学金の支給を受ける者)の申請ができます。

奨学生の区分(受給コース)と支給する奨学金の種類・支給金額および支給期間

奨学生の区分と支給する奨学金の種類

(○:支給する、×:支給しない)

奨学生の種類	奨学生の区分(受給コース)	支給奨学金の種類		
		入学一時金	学資奨学金	生活援助金
高校時予約奨学生	高校時予約奨学生Aコース	○	○	○
	高校時予約奨学生B-Ⅰコース	×	○	×
	高校時予約奨学生B-Ⅱコース	○	×	×
	高校時予約奨学生Cコース	○	×	×
大学等在籍者奨学生	大学等在籍者奨学生DAコース	×	○	○
	大学等在籍者奨学生DBコース	×	○	×

(注1) 高校時予約奨学生Aコースおよび同B-Ⅰ、B-Ⅱコースは、進学希望校が大学等の申請者の中から、総合的な修学等支援の必要性評価により決定しますので、申請者がコースを選ぶことはできません。

(注2) 高校時予約奨学生Cコースは、進学希望校が職業能力開発校等の場合のみに適用しますので、職業能力開発校等の場合は、高校時予約奨学生Aコースおよび同B-Ⅰ、B-Ⅱコースの申請はできません。

(注3) 大学等在籍者奨学生DAコースおよび同DBコースは、大学等在籍者奨学生の申請者の中から、総合的な修学等支援の必要性評価により決定しますので、申請者がコースを選ぶことはできません。

奨学金の内容・支給金額および支給期間

1 入学一時金(入学金・入学支援金)

1) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースに対して、大学等に合格し、入学したことを確認後に入学金および入学支援金(入学支度費用援助)を入学一時金として、次のとおり支給します。但し、入学金が免除された場合は、入学支援金のみの支給となります。

① 入学金は実額を支給します。但し、上限額を35万円とします。

② 入学支援金は、自宅通学生には10万円(定額)、自宅外通学生には引越費用等を含み50万円まで支給します。

入学支援金の金額は、受給者の決定後に提出書類等に基づき、通学状況および居住形態を審査し、決定します。

2) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生B-Ⅱコースに対して、大学等に合格し、入学したことを確認後に入学金および入学支援金を併せ、入学一時金として下表に基づき支給します。

学校区分	入学一時金(定額)	入学金免除の場合(定額)
大学	60万円	30万円
短期大学	40万円	20万円
専修学校(専門課程)		

- 3) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Cコースに対して、職業能力開発校等に入学したことを確認後に入学支援金を入学一時金として、下表に基づき支給します。

学校区分	履修期間	入学一時金(定額)
職業能力開発校等	2年以上	30万円
	1年以上～2年未満	20万円
	6ヵ月以上～1年未満	10万円

2 学資奨学金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコース、B-Iコースおよび大学等在籍者奨学生DA、DBコースに対して、学資奨学金として、授業料・指定納付金等の実額を支給します。但し、上限額を年間120万円とします。

3 生活援助金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースおよび大学等在籍者奨学生DAコースに対して、下表に基づく生活援助金を支給します。

(学校・通学区分別の上限額、支給期間)

学校区分	自宅通学生(月額)	自宅外通学生(月額)	支給期間	
			高校時予約奨学生Aコース	大学等在籍者奨学生DAコース
大学	6万円 (上限額)	14万円 (上限額)	4～6年間	3～5年間
短期大学			2～3年間	1～2年間
高等専門学校(4・5年、専攻科)			各2年間	各1年間
専修学校(専門課程)			1～4年間	1～3年間

(注1)個人別支給額、支給期間については、受給者の決定後に提出書類に基づき、審査・決定します。

(注2)重度障害者(障害等級1・2級)は、上記に加え通学援助費等を申請により別途支給する場合があります。

4 上記 2 3 の奨学金の支給期間は以下のとおりとします。

- 1) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生A・B-Iコースは、進学、入学した大学等の標準履修期間とします。
- 2) 「奨学生の区分」で大学等在籍者奨学生DA・DBコースは、進級した学年次から残りの大学等の標準履修期間とします。

5 その他

- 1) 他団体から給付型奨学金を受給する場合、本奨学金の支給金額を調整して決定します。また、高校時予約奨学生Aコース・大学等在籍者奨学生DAコースの者が貸与型奨学金を併せて受給する場合は、その貸与型奨学金の上限額を月5万円とすることを原則とします。

(注)独立行政法人日本学生支援機構から受給する「給付型奨学金」については、原則として本奨学金の支給金額の調整はしません。

- 2) 本奨学金は原則、返済は不要とします。

募集期間と選考

- 1 奨学生の募集期間(申請書類の提出期間)は、2018年9月3日(月)から同年10月12日(金)までとします。(10/12の消印有効)
- 2 書類審査および面接を実施します。但し、申請者の一部については書類審査のみの場合があります。
- 3 第5回(2019年度)奨学生の採用人数は、約60名を予定しています。

申請手続き

高校時予約奨学生の申請

- 1 応募資格を有し高校時予約奨学生を希望する生徒は、必要書類を作成し、在籍する高等学校等の学校長、施設長または里親から推薦を受けたうえで当財団に提出・申請します。
- 2 申請者の在籍する学校長、施設長または里親には、該当の奨学金給付申請書(様式2・3)の推薦書欄に記入していただきます。
 - a. 保護者と同居している高等学校、特別支援学校(高等部)等の生徒の場合
→ 学校長の所見欄に、学校長による申請者の学力および人物評価を記入していただきます。
 - b. 施設や里親家庭に居住している高等学校、特別支援学校(高等部)等の生徒の場合
→ 学校長の所見欄に、学校長による申請者の学力および人物評価を記入していただきます。
→ 施設長の所見欄に、施設長または里親による申請者の人物評価を記入していただきます。
- 3 申請に必要な書類は、次のとおりです。
 - 1) 奨学金給付申請書(様式1~3)
(注) 進学希望先が、大学等の場合は申請書A/Bコース(進学先:大学等)用、職業能力開発校等の場合は申請書Cコース(進学先:職業能力開発校等)用に記入してください。
 - 2) 高等課程の在学証明書(または卒業・修了証明書)
 - 3) 前学年迄と申請時直近の成績証明書
(注) 1・2学年(年間)と3学年(1学期)の成績が分かるもの
 - 4) 住民票(コピー不可)
(注) 要保護児童は不要
 - 5) 障害者は「障害者手帳」「療育手帳」の写し
(注) 身体障害は1~4級、精神障害は1~3級、発達障害はB2、知的障害はA~B2を対象とします。
 - 6) 難病患者は「特定医療費受給者証」の写し、または医療機関の発行する証明書
 - 7) 要保護児童は「児童福祉法第6条の3第8項」に定められる「要保護児童」の証明書類等の写し
 - 8) 世帯の収入・所得を証明するもの(収入・所得証明書)
(注1) 要保護児童・里親など世帯に該当しない場合は不要です。
(注2) 生活保護世帯に該当する場合は、「生活保護受給証明書」も必ず添付してください。

大学等在籍者奨学生の申請

- 1 応募資格を有し大学等在籍者奨学生を希望する学生は、必要書類を作成し、在籍する大学等の学部長またはこれに代わる者から推薦を受けたうえで当財団に提出・申請します。
- 2 申請者の在籍する学部長、施設長または里親には、該当の奨学金給付申請書(様式2・3)の推薦書欄に記入していただきます。
 - a. 保護者と同居している大学等の学生の場合
→学部長の所見欄に、学部長またはそれに代わる教員の方による申請者の学力および人物評価を記入していただきます。
 - b. 施設や里親家庭に居住している大学等の学生の場合
→学部長の所見欄に、学部長またはそれに代わる教員の方による申請者の学力および人物評価を記入していただきます。
→施設長の所見欄に、施設長または里親による申請者の人物評価を記入していただきます。
- 3 申請に必要な書類は、次のとおりです。
 - 1) 奨学金給付申請書(様式1~3)
(注)申請書は大学等在籍者奨学生DA/DBコース用に記入してください。
 - 2) 高等課程の卒業・修了証明書
 - 3) 前学年迄と申請時直近の成績証明書
(注)1年生(1学年前期)、2年生(1学年年間と2学年前期)、3年生(1・2学年年間と3学年前期)
6年制大学の場合、4・5年生も同様の基準とします。
 - 4) 住民票(コピー不可)
(注)要保護児童は不要
 - 5) 障害者は「障害者手帳」「療育手帳」の写し
(注)身体障害は1~4級、精神障害は1~3級、発達障害はB2、知的障害はA~B2を対象とします。
 - 6) 難病患者は「特定医療費受給者証」の写し、または医療機関の発行する証明書
 - 7) 要保護児童は「児童福祉法第6条の3第8項」に定められる「要保護児童」の証明書類等の写し
 - 8) 世帯の収入・所得を証明するもの(収入・所得証明書)
(注1)要保護児童・里親など世帯に該当しない場合は不要です。
(注2)生活保護世帯に該当する場合は、「生活保護受給証明書」も必ず添付してください。

奨学生の採用決定および通知

- 1 奨学生の正式採用は、2019年3月末までに決定します。
- 2 奨学生採用の選考結果は、申請者全員に通知します。
 - 1) 高校時予約奨学生は、選考の結果(予約採用[内定]の可否)を申請者本人および推薦人に通知します。予約採用者(内定者)が大学等または職業能力開発校等への合格を確認後に、奨学生への正式採用決定を申請者本人および推薦人に通知します。
(注)予約採用者(内定者)が第1志望校と異なる大学等に進学・入学した場合は、正式採用を見送る、または奨学生コースを変更することがあります。
 - 2) 大学等在籍者奨学生は、選考の結果(採用[内定]の可否)を申請者本人および推薦人に通知します。採用者(内定者)が次の学年への進級確定後に、奨学生への正式採用決定を申請者本人および推薦人に通知します。
※採用の内定通知は、2019年2月上旬、正式採用通知は、同年3月末を予定しています。
 - 3) 応募書類一式は採否にかかわらず返却しません。保管の必要性が終了した時点で適正に廃棄します。

奨学金の支給

- 1 入学一時金は、2019年4月中に指定する金融機関の本人名義口座へ振込により支給します。
- 2 学資奨学金は、大学等への納付時期に合わせて、また、生活援助金は、毎月、受給者の指定する金融機関の本人名義口座へ振込により支給します。

奨学金の支給休止または取消

奨学生が、学業成績の不良や就学・生活状況の異常など奨学生として不適当になった場合は、奨学金の支給を休止または取消することがあります。

奨学金の返還

奨学生が誓約に著しく違背する行為を行ったときは、奨学金の返還を請求することがあります。
(奨学生本人が返済できない場合には、身元保証人に請求することがあります)

学業成績表および生活状況の報告

奨学生は、学業成績表(毎学期末)および生活状況報告書(3カ月毎)を当財団宛に提出することが必要です。

個人情報保護に関する事項

当財団がこの奨学金給付申請に関して取得する個人情報は、選考作業や受給者の決定通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

また奨学生として採用した場合は、以後の奨学金給付に係る業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
個人情報は利用目的達成に必要な範囲で使用し、それ以外の目的で使用することは一切ありません。

申請書などの請求および本件に関する照会先ならびに申請書の送付先

公益財団法人 神戸やまぶき財団 事務局

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4-14 日栄ビル2階

TEL:078-392-3900(代表) 078-392-5000(奨学金事業専用) FAX:078-392-3903

ホームページ:<http://www.kobe-yamabuki.or.jp/> E-mail:info@kobe-yamabuki.or.jp

公益財団法人

神戸やまぶき財団

財団概要

名 称	公益財団法人 神戸やまぶき財団
設 立	平成24年5月21日
代 表 者	理事長 和田長平
所 在 地	〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4-14 日栄ビル2階
電 話	078-392-3900(代表) 078-392-5000(奨学金事業専用)
F A X	078-392-3903
ホームページ	http://www.kobe-yamabuki.or.jp/
E-mail	info@kobe-yamabuki.or.jp

助成金支給事業

1. 障害者および要保護児童の教育、自立支援、生活援助等のサポートを行う施設・団体等への支援
2. 障害者および要保護児童が高等教育および専門知識・技術等を修得しようとする活動を支援する施設・団体等への支援
3. 難病患者およびその家族をサポートする団体、医療従事機関等への治療(研究)・啓蒙に対する助成

奨学金支給事業

1. 障害者、要保護児童および難病患者の学生等に対する奨学金の支給